

十六 第44条の4《事業革新設備等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(棚卸資産の販売等に係る総収入金額)</p> <p>44の4-5 法人の非指定事業収入割合(措置法令第28条の7第2項に定める割合をいう。以下同じ。)の計算の基礎となる同項に規定する基準日前1年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の総収入金額とは、この通達において特別の定めのあるものを除き、当該各事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額(同項に規定する棚卸資産の販売等に係るものに限る。)の合計額をいうものとする。</p>	<p>(棚卸資産の販売等に係る総収入金額)</p> <p>44の4-5 法人の非指定事業収入割合(措置法令第28条の7第2項に定める割合をいう。以下同じ。)の計算の基礎となる同項に規定する基準日前1年以内に開始した各事業年度の総収入金額とは、この通達において特別の定めのあるものを除き、同項に規定する各事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額(同項に規定する棚卸資産の販売等に係るものに限る。)の合計額をいうものとする。</p>

十七 第44条の6《特定電気通信設備等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>44の6-2 <u>措置法規則第20条の11第9項各号</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をした特定電気通信設備等の取得価額)</p> <p>44の6-4 <u>措置法第44条の6第1項の表の第6号の第1欄に規定する設備の取得価額が措置法令第28条の9第10項に規定する180万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該設備が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>	<p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>44の6-2 <u>措置法規則第20条の11第7項各号</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をした特定電気通信設備等の取得価額)</p> <p>44の6-4 <u>措置法令第28条の9第10項に規定する特定電気通信設備等の取得価額が180万円以上であるかどうかを判定する場合において、その特定電気通信設備等が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>